

国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」を「ご存じですか

■保険料の納付免除・猶予制度

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度です。保険料を未納のままにしておく、将来の年金（老齢年金）や、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害年金や遺族年金を受けとれない場合があります。

●保険料の免除を受けるための条件・免除（全額・一部）申請

申請により本人、世帯主、配偶者のそれぞれの前年の所得（場合によっては前々年の所得）が一定額以下として認められた場合

・退職（失業）等による特例申請

前年の所得にかかわらず、申請により失業・倒産・事業廃止などの事実を認められた場合

・納付猶予申請

50歳未満の方のうち、申請により本人、配偶者それぞれの前年の所得が一定額以下として認められた場合

●申請方法と免除期間

令和8年度の免除申請受付は7月から開始され、令和8年7月分から令和

9年6月分までの期間を対象として審査されます。7月以降、お早めに町住民生活課に申請書を提出してください。申請は、原則として毎年度必要ですが、全額免除または納付猶予については、申請時に継続の申し出をしておくことで翌年以降の申請が不要になる場合があります。

なお、過去の期間についても、申請時点から2年1か月分前まで申請できます。ただし、1枚の申請書で申請できるのは、それぞれの年の7月から翌年6月まで期間です。必要に応じて複数の申請書を提出してください。また、マイナポータルを利用した電子申請も可能です。

●日本年金機構ホームページ「個人の方の電子申請」▼



●申請に必要なもの

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・解雇や退職による失業等の場合は、離職票、雇用保険受給資格者証

▼お問い合わせ先

・熊本東年金事務所

☎096・367・8144

・町住民生活課

☎096・234・1113

国民健康保険の「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の更新について

■7月中旬以降に新しい資格確認書等を世帯主宛に送付します

現在お持ちの「資格確認書（あさぎ色）」「資格情報のお知らせ（さくら色）」の有効期限は7月31日（金）です。「マイナ保険証」をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ（水色）」を、そうでない方には、「資格確認書（もも色）」を、7月中旬以降に世帯主宛に特定記録郵便もしくは普通郵便にて順次発送します。

●記載内容の確認をお願いします

新しい「資格確認書（もも色）」「資格情報のお知らせ（水色）」は、受け取り後、記載内容を確認し8月1日（土）から使用してください。記載に誤りがあった場合は、町住民生活課に連絡をお願いします。

古い「資格確認書（あさぎ色）」「資格情報のお知らせ（さくら色）」は、有効期限を過ぎたら裁断するなどして破棄していただくようお願いいたします。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関の受診はできません。医療機関を受診する際は、「マイナ保険証」をご利用ください。

●医療費が高額になりそうなときは「マイナ保険証」が利用可能な医療機関では、「限度額適用認定証」がなくとも、「マイナ保険証」を提示し、ご本人が情報提供に同意することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

●マイナ保険証の利用が難しい方へ
現在、原則「マイナ保険証」で医療機関等を受診することになっていますが、「マイナ保険証」の利用が難しい要配慮者には、申請により「資格確認書」を発行できます。ご希望の方は町住民生活課窓口にて申請してください。

※申請は代理人でも可能ですが、申請者と代理人が別世帯の場合は、委任状をご持参ください。

○要配慮者とは

介助者等の第三者が、高齢者または障がい者である被保険者本人に同行して、本人の資格確認を補助する必要があるなど、「マイナ保険証」での受診が困難である方。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

後期高齢者医療制度について

■資格確認書は対象者のみ交付します

今お持ちの後期高齢者医療資格確認書（黄色）の有効期限は、7月31日（金）です。

現在、マイナ保険証の保有状況にかかわらずすべての方に資格確認書を交付していますが、8月1日（土）以降は次の交付対象者にのみ交付します。

▼8月以降の資格確認書交付対象者

- ・85歳以上の入
- ・84歳以下でマイナ保険証を普段から利用していない人（マイナ保険証をお持ちでない方も含む）

8月1日から利用できる新たな資格確認書（あざぎ色）は、7月中に特定記録郵便で送付します。

●84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されている方へ

新たな資格確認書は交付しませんので、引き続きマイナ保険証をご利用ください（7月中に「資格情報のお知らせ」を送付します）。なお、資格確認書が必要な場合は、町住民生活課で交付申請できます。

※年齢は令和8年8月1日時点です。

※現在お持ちの資格確認書（黄色）は

8月1日以降に町住民生活課へ返却

するか、自身で破棄していただきますようお願いいたします。

●自己負担割合について

新しい資格確認書（あざぎ色）に記載してある自己負担割合は、令和8年度の住民税課税標準額を基に判定しています。

▼自己負担割合の判定基準

①3割負担

同一世帯の後期高齢者医療加入者のうち、住民税課税標準額が14.5万円以上の人がいる世帯の加入者

②2割負担

同一世帯の加入者のうち、住民税課税標準額が28万円以上の人がいて、「年金収入＋その他合計所得」が200万円以上（世帯に2人以上の被保険者がいる場合は合計額が320万円以上）の人（自己負担割合が3割の人を除く）

③1割負担

①②に該当しない世帯の加入者

■令和8年度の保険料額が決定

●保険料額について

令和8年度の保険料は、前年の所得を基に、4月1日時点の世帯構成により決定されます。均等割額（6万3千円）と所得割額（基礎控除後の所得額

の11・06割）を合計した金額で、年額85万円が上限額です。

●保険料が軽減される場合があります

所得の低い方については、保険料の均等割額が軽減される場合があります。均等割額の軽減については、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額で計算し、その合計額によって2割、5割、2割軽減されます。

●保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に、被保険者の皆さんに「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料やその計算方法などの詳細を記載していますのでご確認ください。

保険料の本徴収は、7月からです。

徴収方法は、特別徴収（年金からの差し引き）または普通徴収（納付書での納付か口座振替）です。決定通知書に徴収方法を記載していますので、期日までの納付をお願いします。

●納付は口座振替が簡単・便利

口座振替にすることで、納付書を持参して金融機関に向く手間が省けます。納め忘れもなくなりますのでぜひご利用ください。申込書は、町住民生活課と金融機関に設置しています。

▼保険料口座振替取り扱い金融機関

肥後銀行、上益城農協、ゆうちょ銀行、第一信用金庫

今年度も「歯科口腔健診」を次のとおり実施します。案内文と受診券を7月中に配布しますので、ぜひ受診して歯と口の健康を保ちましょう。

■歯科口腔健診を受診しましょう

後期高齢者医療制度の加入者

▼対象者

※老人ホーム入所者や6か月以上病院に入院している人、同様の事業で歯科健診を受診した人は対象外

▼実施期間

8月1日（土）～令和9年2月28日（日）

※歯科医院の休診日は除きます。直接

歯科医院へ申し込みのうえ受診してください。

▼健診実施機関

町が契約している歯科医院
※受診券と併せて一覧を送付します。

▼自己負担額

400円

▼検査項目

問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113



くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

「クーリングシエルター」を設置しています

町では、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に暑さをしのぐ場所として利用できる「クーリングシエルター」（指定暑熱避難施設）を指定しました。

▼指定施設

- ① 町生涯学習センターギャラリー モール
- ② 町総合保健福祉センター・ギャラリー

③ 町民センター

▼開放日時

- 「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときの次の時間
- ① 午前9時～午後5時

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家（(社)甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

- ②・③月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日は除く）
- ▼ 受入可能人数
① 15人
- ②・③それぞれ10人程度
- ▼ お問い合わせ先
町環境衛生課
☎096・234・1169

犬や猫での困りごとは県の専用ダイヤルへ

県では、犬猫等の相談について受け付ける専用窓口を次のとおり開設しています。

▼相談専用窓口開設日時

平日午前9時～午後4時

▼専用ダイヤル

☎0964・27・8115

▼相談例

「ペットの犬猫がいなくなった」「野良猫に困っている」など

なお、開設時間外で現場対応が必要な緊急事案※が発生した場合は、直接、

管轄の保健所に御連絡をお願いします。
※「徘徊犬を見かけた」「保護した」「飼い犬が人を咬んだ」など

▼ お問い合わせ先
御船保健所
☎096・282・0016

道路緊急ダイヤル（#9910）通報のお願いについて

道路緊急ダイヤルは、道路における倒木や穴ぼこ等、道路異状を発見した場合の通報窓口です。このダイヤルに通報いただくことにより、速やかに応急処置等を実施することができます。道路の異状による事故を未然に防ぐことができます。

道路異状を発見された場合は、速やかに#9910に連絡いただきますよう、よろしく願います。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

子どものゲームや押しへの無断課金にご注意ください！

オンラインゲームのアイテム購入やライブ配信での「投げ銭」など、子どもの無断課金に関する相談が全国消費生活センターに寄せられています。利用履歴の確認や課金制限の設定、また、日頃から使い方についてルールづくりをしておくことが、トラブル防止につながります。

お困りの際は、県消費生活センターまでご相談ください。

▼お問い合わせ先

県消費生活センター

☎096・383・0999

開催

司法書士による相談・遺言についての法律教室を開催

県司法書士会では、司法書士によ

る相続・遺言についての法律教室(参加費無料)を開催します。
この機会に相続や遺言について勉強してみませんか。

▼開催日時

8月1日(土)

① 相続・遺言法律教室(予約不要)

午後1時～午後1時50分

② 無料相談会(予約不要)

午後2時～午後4時

▼場所

御船町カルチャーセンター

(御船町木倉1168)

▼お問い合わせ先

県司法書士会

☎096-364-2889

募集

ロード・クリーン・ボランティア協定団体を募集

県では、県が管理する道路での清掃や除草、植栽などのボランティア活動への支援を目的として、「ロード・クリーン・ボランティア事業」を実施しています。

皆様のご参加をお待ちしています。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096-333-2495

介護保険負担限度額認定証の更新についてのお知らせ

町では、住民税非課税世帯の介護サービス利用者へ、介護保険施設や短期入所サービスを利用する場合の食費、部屋代の負担が軽減される「介護保険負担限度額認定証」を申請に基づき交付しています。

現在お使いの認定証の有効期限は、7月31日(金)です。継続して利用される場合は更新が必要です。必要な方は、町福祉課で申請してください。

●交付要件

- ① 住民税非課税世帯であること
 - ② 配偶者に住民税が課税されていないこと
 - ③ 預貯金などの額が一定額以下であること
- ※負担段階は、非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定します。
※継続して利用されている人は、申請月の初日ま

でしか適用がさかのぼりませんので、お早めに申請ください。

※8月28日(金)までに申請がない場合、申請月からの認定になるため8月分の認定ができず、減額となりませんのでご注意ください。

●更新に必要なもの

- ① 介護保険被保険者証
 - ② 預貯金分かる通帳や有価証券など
 - ③ 申請書
- ※通帳はお持ちのものすべてご準備ください(配偶者がいる人はその方の分も必要です)。
※必ず記帳をしてからご持参ください。

▼申請・お問い合わせ先

町福祉課
☎096-234-1114

●町公式ウェブサイト

[介護保険負担限度額認定証の更新について] ▶



traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	5月	年累計
人身事故	2	3
物損事故	21	83
盗難など	2	4

5月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	
	6月	年累計
家屋	0	1
原野	0	3
その他	1	3
合計件数	0	7

6月15日現在

tax

町税などの滞納処分(5月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	6件
公売回数	1回
公売件数	2件
滞納処分関連収入	84,438円

上益城消防組合消防職員

上益城消防組合では、令和8年度消防職員採用試験を次のとおり行います。

▼採用予定人員
消防職6名程度

▼受験資格

平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人

▼試験日時および場所

・第一次

9月20日(日) 午前8時30分集合
県立御船高等学校

・第二次試験

10月下旬

※第一次試験合格者に通知します

▼申込受付期間

7月27日(月)～8月14日(金)
午前8時30分～午後5時

※土、日曜日および祝日は除きます。

※郵送の場合は8月14日(金)の消印まで有効です。

▼受験願書請求先

上益城消防本部ホームページまたは上益城消防署、山都消防署に用意してあります。

▼お申し込み・お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部総務課

☎096・282・1959

くらし安全

夏休み期間中の青少年の非行・犯罪被害防止のために

夏休み期間中は、子どもたちの気がゆるみがちになり、夜遅くまで歩いたりして非行の兆しが出やすい時期であり、犯罪被害に遭う危険性も高くなります。また、近年はSNSの利用をきっかけに児童買春や児童ポルノ、誘拐事件の被害に遭ったり、闇バイトに安易に応募し詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまったりすることが大きな社会問題となっています。

▼闇バイトを防ぐには

①個人情報・身分証は送らない
②アルバイトに応募する前に必ず保護者などに相談する
③怪しいアルバイトに応募して個人情報を送ってしまったら、すぐに警察に相談する

▼車上ねらいに注意！

嘉島町の湧水天然プール付近において、自転車のかごに入れていた貴重品を盗まれる事件(車上ねらい)が多発しています。貴重品を置いたままにしないようにしましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110

スポーツ・文化・芸術活動における遠征費用を補助します

町教育委員会では、スポーツ・文化・芸術活動における合宿などの遠征費用を補助します。

●補助対象者

町内在住の小・中学校、高等学校の児童・生徒で、合宿や遠征などに補助対象者を含め児童・生徒2名以上で参加する者(1人での遠征は対象外)

※補助は、同一年度内に1回のみ

●補助対象経費

宿泊費、移動費(公共交通機関に限る)、施設使用料(個人で負担するものに限る)

●補助金額

補助対象経費の実費相当額
(100円未満切り捨て)

※予算上限に達した時点で受け付けを終了します。

●補助対象事業

- ①町外への宿泊を伴う合宿や遠征であること
- ②町が実施しているその他の補助事業との併用をし

ていないこと

③その他町教育委員会が不適当と認めるものでないこと。

●補助限度額

- ・国内 1個人につき1万円
- ・国外 1個人につき2万円

●交付申請および完了報告

合宿や遠征に行く10日前までに申請書に添付資料を添えて申請してください。事業完了後は、速やかに補助金実績報告書に添付資料を添えて提出してください。

詳しくは町公式ウェブサイトをご覧ください。

▼お申し込み・お問い合わせ先

町教育委員会社会教育課

☎096-234-2447

●町公式ウェブサイト

「スポーツ等遠征補助金について」▶

